

退職職員の再就職状況の届出及び公表に関する要綱

（趣旨）

第1 この要綱は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）及び職員の退職管理に関する条例（平成27年12月青森県条例第62号）に定めるもののほか、知事部局の一般職の職員（臨時的に任用された職員、条件付採用期間中の職員及び非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員を除く。）を除く。以下「職員」という。）の再就職状況の届出及び公表に関し必要な事項を定めるものとする。

（再就職に係る届出）

第2 退職職員（県を離職した職員をいう。）は、県を離職後2年以内に再就職する場合は、再就職に関する届出書（第1号様式）により、知事に届け出るものとする。

2 退職職員は、前項の規定により届け出た内容について、県を離職後2年以内に変更があった場合は、再就職に関する変更届出書（第2号様式）により、その都度、知事に届け出るものとする。

3 前2項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

- （1） 退職手当通算予定職員（法第38条の2第3項に規定する退職手当通算予定職員をいう。）であって引き続いて退職手当通算法人（法第38条の2第2項に規定する退職手当通算法人をいう。）の地位に就いている場合及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）の規定に基づき退職して特定法人へ派遣される場合
- （2） 退職手当の支給を受けることなく退職して引き続き国、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の職員となる場合
- （3） 県に再任用される場合
- （4） 営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合であって、年間報酬額が、所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第3項第1号括弧書に規定する給与所得控除額に相当する金額と同法第86条第1項第1号に掲げる場合における同条の規定による基礎控除の額に相当する金額の合計額以下の場合

（再就職状況の公表）

第3 知事は、毎年8月31日までに、7月31日現在の前年度の退職職員の再就職状況について、次に掲げる事項を公表するものとする。

- （1） 再就職状況の概要
- （2） 第2第1項の規定により届出を行った者及び県に再任用された者のうち、離職時又は法第28条の2第1項の規定による管理監督職以外の職への降任等（以下「役職定年」という。）が行われた日の前日の職位が課長級以上の者の氏名、離職時（役職定年後に県を離職した者にあつては、役職定年が行われた日の前日）の所属及び職名、離職日、再就職日、再就職先の名称並びに再就職先における地位

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月23日から施行する。

再就職に関する届出書

青森県知事 殿

離職時所属

氏 名

住 所

電話番号

私は、県を退職後に再就職したので、退職職員の再就職状況の届出及び公表に関する要綱第2第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

また、同要綱第3の規定により再就職状況を公表することについて同意します。

1	(ふりがな) 氏 名	
2	生 年 月 日	年 月 日
3	離 職 時 の 職	
4	役職定年が行われた日 の前日の所属及び職名	
5	離 職 日	年 月 日
6	再 就 職 日	年 月 日
7	再 就 職 先 の 名 称	(所在地) 〒 (電話番号)
8	再就職先の業務内容	
9	再就職先における地位	

注 この届出は、(離職時の)所属長に提出してください。

所属長は、部局主管課を経由して人事課長に送付してください。

再就職に関する変更届出書

青森県知事 殿

離 職 時 所 属
氏 名
住 所
電 話 番 号

再就職に関する届出内容に変更がありましたので、退職職員の再就職状況の届出及び公表に関する要綱第2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
1 再就職先の 名称	(所在地) 〒 (電話番号)	(所在地) 〒 (電話番号)	年 月 日
2 再就職先の 業務内容			年 月 日
3 再就職先 における地位			年 月 日

注 この届出は、変更部分のみを記入し、(離職時の)所属長に提出してください。
所属長は、部局主管課を経由して人事課長に送付してください。